

議案第 90 号

令和 8 年 7 月 13 日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英

岡 雄 也

篠 藤 愛

中 川 一 也

清 水 義 郎

佐々木 亨

池 田 美 恵

太 田 幸 伸

長 野 昌 子

向 田 将 央

梶 原 時 義

原 俊 司

地方自治法第 180 条の規定による軽易事項の指定の一部改正について

地方自治法第 180 条の規定による軽易事項の指定の一部を次のように改正する。

記

地方自治法第 180 条の規定による軽易事項の指定の一部改正

第 3 項中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で，その議決により特に

指定したものは，普通地方公共団体の長において，これを専決処分にすることができる。